

府中市法定外公共物の自費工事に関する基準

平成14年 4月 1日

府中市法定外公共物の自費工事に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、法定外公共物の自費工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自費工事 法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさない範囲で法定外公共物に影響を与える工事をいう。
- (2) 現況平面図 工事の概要が明確に分かる情報を記した図面をいう。
- (3) 公共用地区域図 隣接土地所有者の立会いのもとに公共用地の区域の境界を確定した市に備付けの図面をいう。
- (4) 公図 法務局に備付けの図面をいう。
- (5) 構造図 工事实施するための構造力学等の必要条件を整えた図面をいう。

(自費工事許可申請)

第3条 法定外公共物の自費工事をしようとする者は、法定外公共物自費工事許可申請書（第1号様式）を市長に提出し許可を受けなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。次の各号に掲げる書類には朱線で作業範囲を記すものとする。

- (1) 案内図及び位置図
- (2) 現況平面図、縦横断面図、構造図
- (3) 公共用地区域図
- (4) 公図写し

(自費工事の許可等)

第4条 市長は、前条により自費工事の許可をしたときは、法定外公共物自費工事許可通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の法定外公共物自費工事許可通知書により許可を受けた者（以下「自費工事施行者」という。）は、当該工事の実施前に法定外公共物

自費工事着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 自費工事施行者は工事が完了したときは、速やかに法定外公共物自費工事完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（自費工事の延伸及び内容変更許可申請）

第5条 自費工事施行者はやむを得ない事由により予定工期内に工事が終わらないとき、または、諸事情により工事の内容に変更が生じるときは、工期内に法定外公共物自費工事（延伸・内容変更）許可申請書（第5号様式）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部を省略することができる。次の各号に掲げる書類には朱線で作業範囲を記すものとする。

(1) 案内図及び位置図

(2) 許可書の写し

- 3 市長は、前項により自費工事延伸または内容変更を許可したときは、法定外公共物自費工事（延伸・内容変更）許可通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

第6条 法定外公共物の自費工事許可を受けた後で自費工事の許可取りやめが必要な場合、法定外公共物自費工事取りやめ届（第7号様式）を府中市長に届出なければならない。

- 2 前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部を省略することができる。次の各号に掲げる書類には朱線で作業範囲を記すものとする。

(1) 案内図及び位置図

(2) 許可書の原本

付 則

この基準は、平成14年4月1日より施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月1日より施行する。

付 則

この基準は、平成31年3月8日より施行する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。